

株式会社サイエンスアーツ定款

株式会社サイエンスアーツ定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は株式会社サイエンスアーツと称する。英文では、**Science Arts, Inc.**と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の業務を営むことをその目的とする。

1. インターネット等のネットワークを利用する情報システムの企画、開発、運用に関する助言、指導、教育及び受託。
2. 情報処理・情報通信ネットワークに関するシステムの設計及びソフトウェアの開発並びにそれらに関する助言及び教育。
3. 情報処理に関する助言、研究、開発及び教育。
4. コンピュータのハードウェア・ソフトウェア販売。
5. 前各号のサービスの提供に関するコンサルタント業並びにコンサルタントの育成及び教育。
6. 前各号に附帯する一切の事業。

第3条（本店所在地）

当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告の方法）

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1200万株とする。

第6条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は100株とする。

第7条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条（株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第9条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第10条（基準日）

1. 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第11条（株主総会の招集）

1. 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。

第12条（株主総会の招集権者）

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会は、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集し、社長がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第13条（株主総会の議長）

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。ただし、社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条（株主総会の決議の方法）

1. 法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により採択される。
2. 会社法第309条2項の株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第17条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役会の設置等）

当会社は取締役会を置く。

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、6名以内とする。

第20条（取締役の選任）

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
1. 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役等）

1. 取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、代表取締役の中から社長を選任する。
3. 取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。

第23条（取締役会の招集権者）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。ただし、社長がこれを招集することができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。

第24条（取締役会の議長）

取締役会の議長は、社長がこれに当たる。ただし、社長が議長の職務を行うことができないときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

第25条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し会日の3日前までに発送する。
2. 取締役及び監査役の全員一致の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集通知を省略し又は前項の招集期間を短縮することができる。

第26条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。

第28条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

1. 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を免除することができる。
2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第32条（監査役及び監査役会の設置）

当社は監査役及び監査役会を置く。

第33条（監査役の員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

第34条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第35条（監査役の任期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第36条（常勤の監査役）

当社は、監査役の互選によって、常勤の監査役を選定する。

第37条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第38条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第39条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第40条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第41条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第42条（監査役の責任免除）

1. 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第43条（会計監査人の設置）

当会社は会計監査人を置く。

第44条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第45条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第46条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第47条（会計監査人の責任免除）

当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

第48条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年9月1日始まり、翌年8月31日をもって終了する。

第49条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第50条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第51条（剰余金の配当等の機関決定）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第52条（期末配当金等の除斥期間）

1. 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない

以 上